

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」 デザイン等の使用取扱要項

(趣旨)

第1条 本要項は、福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」または「RoTeFie」(以下「ロテフィー」という。)のデザイン等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロテフィーに関する権利)

第2条 ロテフィーに関する著作権等の一切の権利は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「機構」という。)に帰属する。

(意義)

第3条 本要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等
ロテフィーのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインマニュアル
デザイン等の利用方法について機構が定めたもの
- (3) 物品等
デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ又はこれらに準ずるもの

(使用承認申請)

第4条 デザイン等を使用する場合は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド事業部長(以下「事業部長」という。)に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
 - (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
 - (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - (4) その他事業部長が適当と認めた場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は、「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」使用承認申請書」(別紙様式1)に次の書類を添えて、事業部長に提出しなければならない。
- (1) デザイン等の利用状況がわかる完成見本等
 - (2) その他事業部長が必要と認める書類
- 3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」使用承認変更申請書」(別紙様式2)により申請を行わなければならない。
- 4 事業部長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(使用承認の基準等)

第5条 事業部長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。

- (1) ロテフィーのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) ロテフィーの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) ロテフィーの変形など、「デザインマニュアル」に従って利用されないおそれがあると認められる場合
- (4) 立体物で、その表現がロテフィーの立体物と認められない場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 機構又は福島ロボットテストフィールドのイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める

営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合

(10) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合

(11) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

(12) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用期間)

第6条 デザイン等の使用期間は、使用承認の日から1年以内であって事業部長が必要と認める日までとする。

2 前項の使用期間の満了後において、引き続きデザイン等を利用しようとするときは、「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」使用承認変更申請書」(別紙様式2)により申請を行わなければならない。

(使用方法)

第7条 使用できるデザイン等は「デザイン集」に掲載されているもののみとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、使用承認申請の前に事業部長に協議して了承を得なければならない。

- (1) ロテフィーのデザインの一部のみを使用する場合
- (2) ロテフィーのデザインを変形、加工する場合
- (3) ロテフィーのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

(使用料)

第8条 デザイン等の使用料は、無償とする。

(承認通知)

第9条 デザイン等の使用を承認するものについては、「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン使用承認通知書」(別紙様式3)を交付する。

2 事業部長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

(不承認通知)

第10条 ロテフィーの使用を承認しない場合は、申請者に対し「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン使用不承認通知書」(別紙様式4)によりその旨を通知する。

(使用上の遵守事項)

第11条 第5条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 原則として、デザイン等に「福島ロボットテストフィールド公式キャラクター ロテフィー」または「ロテフィー©公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」の表記を付すこと。ただし、物品等のサイズ等に応じて、「RTF 公式キャラロテフィー」、「ロテフィー©イノベ機構」の表記を付すこともできる。

また、「ロテフィー」の箇所は「RoTeFie」と表記することもできる。

- (2) 承認された内容・用途のみに使用すること。
- (3) 「デザインマニュアル」に定められた色、形等に従ってデザイン等を正しく利用すること。
- (4) 当該使用に係る物品等の完成品を完成後30日以内に事業部長へ提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。
- (5) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本要項の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに事業部長に事故等の状況を報告し、機構の指示に従うこと。

(使用状況及び使用実績の確認)

第12条 事業部長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、デザイン等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第14条 次の各号に該当する場合は、「使用承認取消通知書」(別紙様式5)による使用承認の取消し、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用者が本要項又は使用承認の条件に違反したとき。
 - (2) 第4条第2項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 使用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他デザイン等の使用を継続することが不相当であると認めたとき。
- 2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日からデザイン等を使用することができないものとする。
- 3 機構は、第1項各号のいずれかに該当し、使用承認を取消したことにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占・機構の非推奨等)

第15条 本要項による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について機構による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損害賠償等の責任)

- 第16条 デザイン等の使用に関して生じた損失について、機構は損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、デザイン等の使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、機構は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意または過失により機構に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を機構に賠償しなければならない。

(その他)

第17条 本要項に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、事業部長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年3月27日から施行する。

別紙様式1（第4条第2項関係）

年 月 日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用承認申請書

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(法人番号)
(代表者名)
(電話番号) () -

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」のデザインについて、下記のとおり使用申請します。なお、使用条件に違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物品等の回収の要求等を受けても異議ありません。

使用区分 ※該当にチェックのうえ具体的な利用方法を記載	<input type="checkbox"/> 商品 () <input type="checkbox"/> 景品 () <input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物 () <input type="checkbox"/> WEB () <input type="checkbox"/> その他 ()	
Aiデータの要否	必要 / 不要	
使用目的		
具体的な使用内容 ※制作数量・サイズ、使用場所・回数等 (別紙可)		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年以内)	
連絡担当者	住所 〒	
	所属	氏名
	TEL	FAX
	E-MAIL	
備考		

【添付書類】

- (1) デザイン等の利用状況が分かる完成見本
- (2) その他事業部長が必要と認める書類

記入例

別紙様式1（第4条第2項関係）

令和5年 4月 1日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン 使用承認申請書

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長 様

(住所) ●●県▲▲市◆◆
(団体・法人名等) 株式会社ロボテス
(法人番号) 1234567891011
(代表者名) 赤沼 太郎
(電話番号) (△△△) □□□-◇◇◇◇

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」のデザインについて、下記のとおり使用申請します。なお、使用条件に違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物品等の回収の要求等を受けても異議ありません。

使用区分 ※該当にチェックのうえ具体的な利用方法を記載	<input type="checkbox"/> 商品（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 景品（ロテフィーの缶バッジ ） <input checked="" type="checkbox"/> 印刷物（イベント案内チラシに景品の告知をするもの ） <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物（ ） <input checked="" type="checkbox"/> WEB（当社のWEBサイトにイベント景品の告知をするもの ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
Aiデータの要否	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 不要
使用目的	・・・のため。
具体的な使用内容 ※制作数量・サイズ、使用場所・回数等（別紙可）	・制作数量 ●●個 ・缶バッジの直径は約▲センチ ・デザイン案はそれぞれ別紙のとおり。 ・イベントの概要等については別紙のとおり。
使用期間	令和5年 4月10日 ～ 令和5年 5月30日（1年以内）
連絡担当者	住所 〒■■■■-■■■■ ●●県▲▲市◆◆
	所属 事務局 氏名 赤沼 二郎
	TEL △△△-□□□-◇◇◇◇ FAX △△△-□□□-◇◇◇◇
	E-MAIL ○○○○@○○○○○.jp
備考	

【添付書類】

- デザイン等の利用状況が分かる完成見本
- その他事業部長が必要と認める書類

年 月 日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用承認変更申請書

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(法人番号)
(代表者名)
(電話番号) () ー

令和 年 月 日付 福口第 号で承認のあった福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」のデザイン使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 使用目的

2 変更事項

申請者 使用目的、趣旨 使用方法 使用期間

使用媒体等 使用地域 その他

※該当する事項にチェックを付けること。

3 変更理由

4 変更内容

(変更前)

(変更後)

別紙様式2（第4条第3項関係）

令和5年 4月14日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用承認変更申請書公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長 様

（住所）●●県▲▲市◆◆
（団体・法人名等）株式会社ロボテス
（法人番号）1234567891011
（代表者名） 赤沼 太郎
（電話番号）(△△△) □□□-◇◇◇◇

令和 年 月 日付 福口第 号で承認のあった福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」のデザイン使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 使用目的

△△△△のため。

2 変更事項

申請者 使用目的、趣旨 使用方法 使用期間使用媒体等 使用地域 その他

※該当する事項にチェックを付けること。

3 変更理由

▽▽▽▽のため。

4 変更内容

（変更前）

令和5年 4月10日 ～ 令和5年 5月30日

（変更後）

令和5年 4月10日 ～ 令和5年12月31日

文 書 番 号
年 月 日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用承認通知書

様

（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長
（公印省略）

令和 年 月 日付で申請のありましたこのことにつきまして、下記のとおり承認します。

記

1 使用区分

2 使用内容

3 使用期間

4 使用条件

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン等の使用取扱規程（以下、「規定」という）第11条第1項各号を遵守してください。

5 留意事項

規程第14条第1項各号いずれかに該当する場合は、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める場合があります。

文 書 番 号
年 月 日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用不承認通知書

様

（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長
（公印省略）

令和 年 月 日付で申請のありましたこのことにつきまして、福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン等の使用取扱規程第10条第の規定に基づき不承認とさせていただきます。

文 書 番 号

年 月 日

福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン
使用認取消通知書

様

（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 事業部長
（公印省略）

令和 年 月 日付 福口第 号で承認した福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン使用につきましては、下記の理由により福島ロボットテストフィールド公式キャラクター「ロテフィー」デザイン等の使用取扱規程第14条第1項の規定に基づき、承認を取消します。

記

（取消しの理由）